

# 日高川町集落排水設備工事指定工事店 [令和2年4月1日現在]

氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎
日高川町	(0738-)	㈱ 旭 屋	56-0231	みのるポンプ店	22-2693	和歌山市	(073-)
野中水道	52-0618	川口水環境	53-0505	小瀬工務店	22-1225	㈱プランワカノ	436-8844
タニモト設備	53-0638	洞住設	70-0251	上久保設備	23-2726	㈱セキド水道設備	479-1151
㈱駒場工務店	54-0314	谷口設備工業	53-0822	夏目設備	22-4504	岩出市	(0736-)
㈱大谷住宅設備	24-0710	御坊市	(0738-)	坂口設備	23-5835	オーヤシマ㈱	69-3102
山本設備	52-0807	㈱ 一 伸	23-3073	美浜町	(0738-)	田辺市	(0739-)
岡崎設備	52-0826	紀南電設㈱	22-8211	若野管工	22-6767	㈱共栄建設工業	77-0333
森ポンプ店	53-0106	西崎住設	23-1233	武内水道工業	20-5164	㈱ナカシゲ	24-2212
㈱柏木建設	53-0236	㈱ワカヤマ設備	22-2946	印南町	(0738-)	㈱ワケン住設	24-5927
㈱古部組	23-1378	㈱狩谷電気店	22-0835	和住設	46-0229		
花光建設	53-0611	㈱木本設備	22-8792	くぼ設備	45-0136		
碓野電気サービス	54-0035	楠見水道工事店	22-6575				

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

## 職長・安全衛生責任者能力向上教育

- 講習日程 **令和2年5月20日(水)**
- 講習場所 **和歌山県建設会館3F会議室**
- 講習時間 **9:00~17:00**
- 受講料 **7,570円(テキスト代を含む)**
- 申込方法 **申込書に受講料を添えて持参または現金書留で郵送**
- 申込期間 **令和2年4月20日(月)から、定員になり次第締切り**  
詳しくは、下記までお問合せください。



■お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX 073-426-3987

## 令和2年度の国民年金保険料額は **月額16,540円**です

### ■国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**所得のめやす 118万円+扶養親族等の数×38万円**

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

# 上下水道課からのお知らせ

## 浄化槽の申込案内および補助金額のお知らせ

令和2年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)設置基数は全体で30基を予定しています。

また、単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去費用の一部を補助する事業も行っています。令和2年度補助金額は右記のとおりとなります。

人槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

## 合併浄化槽の清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

- ①対象人槽 8・10人槽
- ②適用条件
  - (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃および浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。
  - (2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること。
  - (3)使用人員が2人以下であること。等々
 これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。以上の件について詳しくは下記までお問合せください。

## 浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽を例とします。)

- 保守点検【浄化槽法第10条】  
点検回数は4か月に1回以上 (対象処理人員20人以下)
- 法定検査【浄化槽法第11条】  
毎年1回、定期的に受ける水質検査  
検査手数料は5,300円です。  
(割引制度利用の場合は500円減額となります。)
- 清掃【浄化槽法第10条】  
毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う  
法に基づいた適正な維持管理をお願いします。  
なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。



公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433  
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

## 集落排水処理施設加入分担金および使用料金のお知らせ

- 新規加入分担金は、24万1千円となります。
- 条例に基づき令和2年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、ご不明な点が有りましたら、下記までご連絡ください。(家庭用の場合:基本料金2,610円、世帯員一人につき530円となります。)

また、年度途中で使用人員等に変更が生じましたら、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等がありましたら届け出してください。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。(次ページ)

**接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。**

### 町内加入率92%

【接続戸数/加入戸数: 令和2年3月末現在】

- ・山野地区 ..... 98%
- ・和佐地区 ..... 94%
- ・土生矢田地区... 89%
- ・市川地区 ..... 100%
- ・三津ノ川地区... 100%
- ・田尻地区 ..... 96%
- ・江川地区 ..... 93%
- ・鐘巻地区 ..... 86%
- ・三百瀬地区 ..... 85%

また、既に接続されている皆様も、ご自宅の下水樹で定期的にゴミなどの取り除き、清掃をお願いします。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505